

ブラジル人学校等の教育  
に関するワーキング・グループ（第1回）  
議 事 次 第

平成21年2月5日(木)  
15:00～17:00  
文部科学省東館11階省議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

・ ブラジル人学校等の現状報告について等

4 閉 会

（配付資料）

- 資料1 国際教育交流政策懇談会について
- 資料2 ブラジル人学校等の教育に関するワーキング・グループ設置について
- 資料3 国際教育交流政策懇談会の懇談内容の公開について
- 資料4 定住外国人の子どもに対する緊急支援～定住外国人子ども緊急支援プラン～
- 資料5 岐阜県の在住外国人の状況～日系ブラジル人の子弟を中心に～
- 資料6 「大垣市緊急雇用対策」関連事業 外国人学校児童生徒に関する緊急就学支援事業の助成額の拡充について
- 資料7 学齢期の子どもが在籍する在日ブラジル人学校等に関する実態調査について

## 国際教育交流政策懇談会について

平成21年1月13日  
文部科学大臣決定

## 1 趣旨

いわゆるグローバリゼーションは、現象としては人、物財及び情報の国際的移動の活発化として現れている。経済面ではグローバリゼーションに伴い地球規模での自由主義・市場経済主義の拡大が進展している。これらは一方で多くの国・地域に経済成長をもたらしているが、他方では様々な問題も指摘されている。

グローバリゼーションの進展は教育のありようにも影響を与えている。そこで、具体的にどのような影響や課題が生じているのか検討した上、国際教育交流・協力を推進する上で必要な方針や具体的な施策について、教育振興基本計画も踏まえ、提言を得ることとする。

また、教育分野における、国際交流・協力は近年めざましく拡大してきているが、個々の施策・事業は、相手国からの要請への対応、国際機関の活動の一環として実施されてきている場合もあり、文部科学省が常に一定の方針の下で交流・協力をリードしてきているわけではない。

しかし、限られた人材・財政資源の下で効果的・効率的な国際教育交流・協力を進めるに当たっては、一定の中期的指針の下に、能動的な交流事業を展開していく必要がある。このため、これまでの施策・事業をレビューするとともに、中長期的な国際教育交流・協力の指針となる考え方について併せて提言を得る。

## 2 懇談事項

- (1) 今後の国際教育交流・協力の指針
- (2) 具体的方策等
- (3) その他

## 3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て、「2 懇談事項」について懇談を行う。
- (2) 必要に応じて、専門的事項に関し、別紙以外の専門家等にも協力を求めることができる。
- (3) 本懇談会に具体的な調査、分析及び検討を行うためにワーキング・グループを置くこととする。

## 4 実施期間

平成21年1月13日から平成22年3月31日までとする。

## 5 その他

この懇談会に関する庶務は、大臣官房国際課において処理する。

ブラジル人学校等の教育に関する  
ワーキング・グループの設置について

平成21年1月27日  
国際教育交流政策懇談会決定

国際教育交流政策懇談会（以下、「懇談会」という。）の下に、ブラジル人学校等の教育に関するワーキング・グループ（以下、「ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

- 1 目的  
懇談会における審議に資するため、ブラジル人学校等における教育の現状と課題に関して、具体的な検討を行う。
- 2 委員等  
(1) ワーキング・グループ委員は、別紙のとおりとする。  
(2) ワーキング・グループに座長を置き、ワーキング・グループに属する委員の互選により選任する。
- 3 検討事項  
(1) ブラジル人学校等における教育の現状と課題について  
(2) その他
- 4 実施方法  
(1) 別紙委員の協力を得て、検討事項について検討を行う。  
(2) 必要に応じて、別紙委員以外の者にも協力を求めることができる。
- 5 実施期間  
ワーキング・グループは、検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。
- 6 懇談会への報告  
ワーキング・グループは、その検討結果を懇談会に報告するものとする。また、必要に応じ、その検討の経過を懇談会に報告することができる。
- 7 議事要旨の公開  
本ワーキング・グループの議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 8 その他  
(1) ワーキング・グループに関する庶務は、大臣官房国際課において処理する。  
(2) ここに定めるもののほか、議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、ワーキング・グループにおいて定める。

ブラジル人学校等の教育に関する  
ワーキング・グループ委員名簿

(五十音順)

アンジェロ・イシ	武蔵大学社会学部准教授
池上 久雄	社団法人日本貿易会参与、東京学芸大学客員教授
川瀬 充弘	準学校法人 HIRO学園理事長 兼 学園長
坂井 嘉巳	岐阜県美濃加茂市経営企画部多文化共生室長
佐藤 郡衛	東京学芸大学国際教育センター教授
三幣 利夫	特定非営利法人 国際社会貢献センター理事長
柴崎 敏男	三井物産株式会社CSR推進部社会貢献室 シニア・フィランソロピー・スペシャリスト
新田 豊	岐阜県総合企画部国際課地域国際化担当課長補佐
松本 一子	愛知淑徳大学非常勤講師
松本 雅美	準学校法人 ムンド・デ・アレグリア学校長
村木 恵子	静岡県浜松市企画部国際課長
結城 恵	群馬大学教育学部准教授
吉村ジュリエッタ	日本ブラジル学校協会代表

平成21年1月27日  
国際教育交流政策懇談会了承

## 国際教育交流政策懇談会の懇談内容の公開について

### 記

#### 1. 議事の公開

- (1) 本懇談会の議事については、次の①及び②の案件を懇談する場合を除き、原則として公開するものとする。
  - ① 人事に係る案件
  - ② その他、懇談の円滑な実施に影響が生じるものとして本懇談会において非公開とすることが適当であると認める案件
- (2) 議事の円滑な進行を確保するため、議事の傍聴は、当面、事務局において事前に出席の登録を受けた報道関係者に限り認めるものとする。
- (3) 議事開始後の入室、録画、録音、撮影その他議事の進行の妨げとなる行為は、座長が特に認める場合を除き、禁止するものとする。

#### 2. 議事要旨の公開

本懇談会の議事要旨を作成し、公開するものとする。

#### 3. 会議資料の公開

- (1) 本懇談会の会議資料のうち、事務局が作成する施策の現状その他の客観的事実に関する資料については、原則として公開するものとする。
- (2) その他の会議資料についても、懇談の円滑な実施に影響が生じるものとして本懇談会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、可能な限り公開するものとする。

## 定住外国人の子どもに対する緊急支援 ～ 定住外国人子ども緊急支援プラン ～

### 1. 趣 旨

平成2年に出入国管理に関する法令改正が行われ、就労制限のない定住の在留資格で日本に居住するブラジル人等が近年急激に増加した。

しかしながら、昨今の景気後退によりこの日系ブラジル人等定住外国人の雇用が不安定化している。このことを背景に、ブラジル人学校等に通学しているブラジル人等の子どもについて、授業料の支払いが困難となり就学が困難な状況になりつつある。これらの子どもは、帰国する者、公立学校に転入する者などに分けられると考えられる。そこで、公立学校に転入する者などへの対応策として現時点で実施可能な施策を緊急に講じることとした。

なお、現時点では、帰国する者、公立学校に転入する者などの人数がどの程度の規模になるか見通しが立たないため、事態の推移について情報収集に努め、平成21年度における対策を文部科学省内に設置したプロジェクトチームにおいて今後立案することとする。

また、今後の予算要求に向けた施策については、同プロジェクトチーム及びこの度立ち上げた国際教育交流政策懇談会において検討することとする。

### 2. 平成20年度の対応

#### (1) 公立学校に転入する者に対する支援【平成20年度予算事業による対応】

##### ○日本語指導の補助や初期指導教室(プレクラス)の実施など

##### 【帰国・外国人児童生徒受入促進事業の活用—委嘱地域に対する追加支援】

- ・教育委員会に相談員等を配置し、就学支援を実施
- ・初期指導教室(プレクラス)の開設による日本の学校生活への適応指導、日本語指導の実施
- ・学校における日本語指導の際の補助や、学校と保護者との連絡調整を行う際に必要な外国語が使える支援員等の配置

##### ○経済的理由により就学困難と認められる外国人児童生徒の保護者に対する市町村による就学援助(学用品費、給食費等)についての一層の周知

#### (2) 子どもたちの居場所づくり【平成20年度予算事業による対応】

##### ○子どもたちが集う場所を設置し、日本語指導や学習支援を実施

##### 【放課後子ども教室推進事業のモデル事業の枠組みの活用—希望する団体に委託】

- ・子どもたちの居場所づくり
- ・日本語指導
- ・日本の生活になじむための活動
- ・学習支援

○日本語教室を設置し、日本語指導を実施

【「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の活用—希望する団体などに委託】

- ・日本語教室を設置し、子どもやその親などを対象に日本語指導を実施

(3) 子どもたちに対する就学支援（地方単独事業）

○就学支援のために実施する下記のような地方単独事業に対して特別交付税により支援（平成20年度実施分を含め平成21年度に措置）【総務省】

- (例) ・日本語指導、学習指導、健康診断
- ・授業料軽減のための助成
  - ・相談窓口、ホームページの開設 等

(4) 地方公共団体や民間企業等によるブラジル人等の子どもに対する教育支援の推進【緊急雇用創出事業による対応（第2次補正予算）】

緊急雇用創出事業交付金によって都道府県に造成される基金を活用した事業の中で、「定住外国人やその子弟に対して、地域や学校等において日本語教育事業や生活支援を行う事業」が推奨事例とされていることを踏まえ、都道府県教育委員会等に対し周知と活用を依頼。さらに、今後地方公共団体等に提示する予定の「雇用対策モデル事業」（注）においても同様の取組を実施。

(注) 地方公共団体等が緊急雇用創出事業交付金等を活用した雇用創造支援にただちに取りかけられるよう、内閣府がとりまとめて提示するモデル事業集。

### **3. 平成21年度以降に向けた対応**

- (1) ブラジル人等の子どもの公立学校への就学の促進に向け、体験入学を含む外国人児童生徒への日本語指導の充実を図るため、平成21年度の教員定数の加配措置を行うとともに、退職教員等外部人材活用事業において非常勤講師等の配置を支援することとし、その旨各都道府県教育委員会に周知。
- (2) 公立学校に転入する者、帰国する者がどの程度になるかなど情報収集に努めつつ、平成21年度予算(案)を活用した対策をプロジェクトチームにおいて検討。定期的に関係市・町などとの意見交換会を予定。
- (3) 国際教育交流政策懇談会(平成21年1月13日大臣決定)にブラジル人学校等の教育に関するワーキング・グループを設置して関係者の意見を聞きつつ、今後の予算要求に向けて検討。

# 定住外国人子ども緊急支援プラン<文部科学省>

昨今の景気後退を背景に、近年急激に増加したブラジル人等の定住外国人の雇用が不安定化し、ブラジル人学校等に通う子どもの就学が困難な状況になりつつある！

## 定住外国人の子どもに対する緊急追加支援策の実施 (平成20年度予算事業の柔軟な活用)

### 平成20年度の対応

#### ○公立学校に転入する者に対する支援 (H20年度予算事業)

- ・日本語指導の補助や初期指導教室(プレクラス)の実施など  
(平成20年度帰国・外国人児童生徒受入促進事業の委嘱地域に対する支援)
- ・経済的理由により就学困難と認められる外国人児童生徒の保護者に対する市町村による就学援助(学用品費、給食費等)についての一層の周知

#### ○子どもたちの居場所づくり(H20年度予算事業)

- ・日本語教室等の子どもたちが集う場所を設置し、日本語指導や学習支援等を実施  
(平成20年度放課後子ども教室推進事業におけるモデル事業を希望する団体に委託)  
(平成20年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を希望する団体などに委託)

#### ○子どもたちに対する就学支援(地方単独事業) (H20年度実施分を含めH21年度に措置)

- ・就学支援のために実施する授業料軽減や健康診断などの地方単独事業を特別交付税により支援【総務省】

#### ○地方公共団体や民間企業等によるブラジル人等の子どもに対する教育支援の推進 (第2次補正予算(緊急雇用創出事業による対応))

### 平成21年度以降に向けた対応

- 日本語指導の充実を図るため、平成21年度の教員定数の加配措置を実施
- 退職教員等外部人材活用事業において非常勤講師等の配置を支援  
→各都道府県教育委員会に周知

- 文部科学省内に設置したプロジェクトチームにおいて、平成21年度予算(案)を活用した対策を検討
- 国際教育交流政策懇談会のもとに設置したブラジル人学校等の教育に関するワーキング・グループにおいて、関係者の意見を聞きつつ、今後の予算要求に向けて検討

定住外国人の子どもの教育環境の整備





# 岐阜県の在住外国人の状況 —日系ブラジル人の子弟を中心に—

岐阜県総合企画部国際課

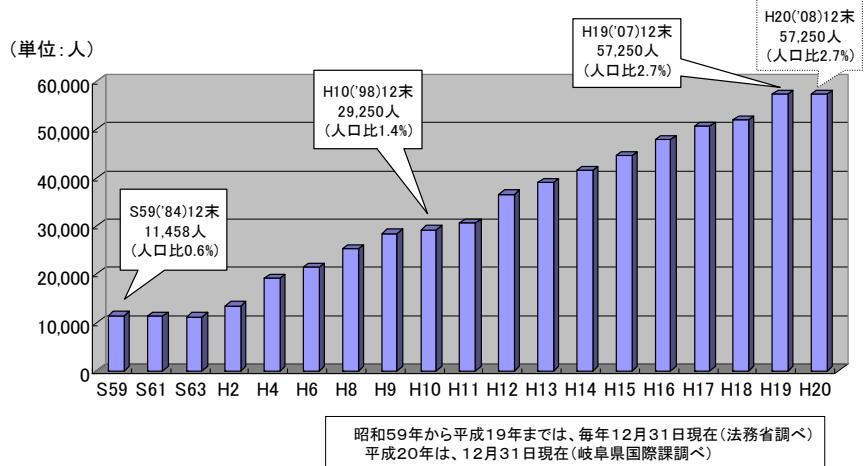
課長補佐 新田 豊

H21.02.05

1. 外国人登録者数の推移
2. 上位4カ国の外国人登録者数の推移
3. ブラジル人の在留資格別推移
4. 外国人労働者の動向
5. 岐阜県の支援策の状況
6. 岐阜県のブラジル人学校の状況
7. 外国人外国人集住都市会議6市における外国人児童生徒の動向
8. 外国人児童生徒就学状況
9. 岐阜県内外国人児童生徒の就学状況
10. 外国人児童生徒の課題
11. 外国人学校の必要性
12. 外国人学校の課題
13. 課題解決に向けて

1. 外国人登録者数の推移【岐阜県】

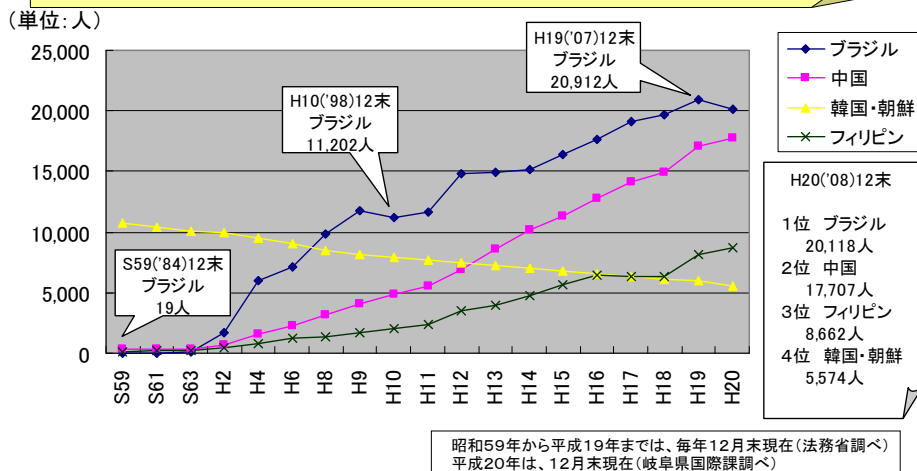
平成20年12月末現在における外国人登録者数は5万7,250人で、前年同数であるが、11月末現在の57,565人からは300人以上の減少となっている。平成20年に入り、増加率は低いながらも増加傾向であったが、11月以降の経済情勢の悪化により、12月には減少に転じている。  
外国人登録を残したまま帰国している人が多いため、実際にはもっと減少していると思われる。



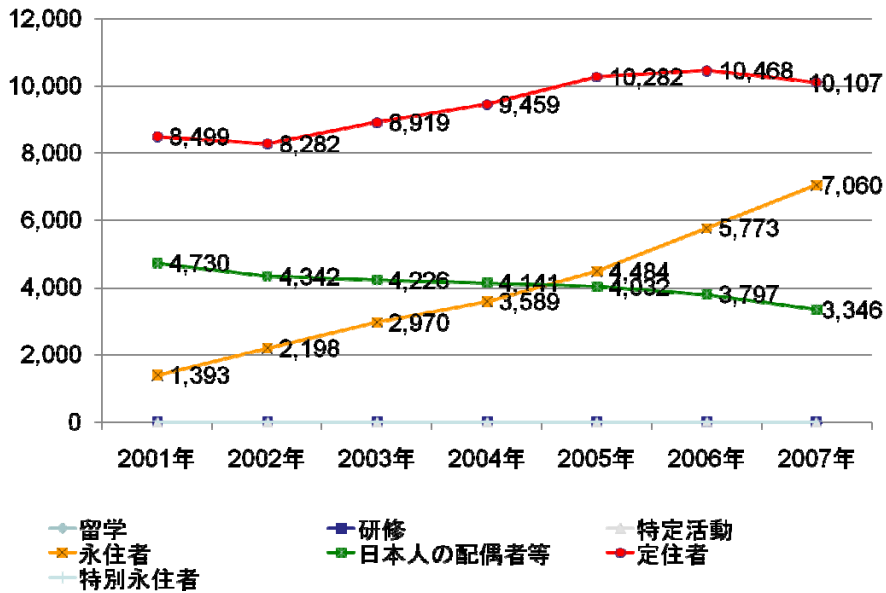
2. 上位4カ国の外国人登録者数の推移【岐阜県】

外国人登録者の国籍別では、**ブラジル**が2万118人で全体の**35.1パーセント**を占め、以下、**中国**、**フィリピン**、**韓国・朝鮮**と続いている。

- (1) **ブラジル**は、平成11年以降増加を続けてきたが、平成19年9月末から減少に転じている。
- (2) **中国**は、このような情勢でも増加を続けており、平成20年末は同19年末に比べて、**3.7%増加**している。
- (3) **フィリピン**は、**毎年増加**を続けており、平成20年末は同19年末に比べて、**5.9%増加**している。
- (4) **韓国・朝鮮**は、特別永住者数の減少を受けて、**毎年減少**を続けている。



### 3. ブラジル人の在留資格別推移



### 4. 外国人労働者の動向

- ◆県内の外国人労働者数
  - ・18,571人 (H20.10末現在、厚生労働省発表H21.01.16)
- ◆在住外国人の失業の動向
  - ・金融危機発生後、12月下旬までに少なくとも1,700人が失業  
 ※国際課ヒアリング調査結果：H20.12.12～25
  - ・解雇の計画が前倒しされ、1月末までに約3,000人が失業(調査対象外国人の4割強)  
 ※国際課追加電話調査結果：H21.01.29～02.02
- ◆失業した在住外国人の動向
  - ①移動状況
    - ・当面、離職者の2割程度が帰国する予定であるが、全体の約半数は帰国を希望。  
 ※国際課ヒアリング調査結果：H20.12.12～18  
 調査対象：派遣先企業、派遣元企業、ブラジル人学校
    - ・再入国許可を取っている帰国者は倍増 (美濃加茂市、H19.12→H20.12)
    - ・年明けのブラジルショップ調査では、客は3割～4割の減少(店によっては7割減)
  - ②失業の状況
    - ・雇用保険被保険者：失業給付金(最長：3ヶ月)  
 ※非被保険者でも、2年遡って加入が可能(課題：保険料の一括納付)
    - ・他職種への転職は困難(日本語要件があるため)

## 5. 岐阜県の支援策の状況

1. 帰国支援
  - 県独自の制度構築が可能か検討中
2. 子どもの支援
  - 大垣市がHIRO学園へ支援を決定
    - 親が離職した子どもに対し、1月は一人1万円の支援(2月からは2万円)
  - HIRO学園(県内唯一の準学校法人)に通う子どもが居住する他の市町にも支援を打診中
  - 他のブラジル人学校3校(ブラジル政府認可校を予定)についても、子どもが通う市町に対し支援を打診中(子どもへの奨学金方式の給付)
3. 就労支援(県国際交流センターによる助成)
  - 美濃加茂市では、就労に繋がる日本語教室(25人受講)を行うと共に、行政相談(失業手当等)にも対応
  - 可児市では、日本語教室に加え介護ヘルパー2級資格取得講習を実施
  - その他各務原市、関市でも日本語講習を実施
4. その他(住居支援)
  - 県職員からの物品提供数: 1,403個
  - 外国人への提供状況: 16個(内訳: ストープ 15台、TV1台)
  - 美濃加茂市・可児市・各務原市では、外国人自らが組織する団体が生活物品(食料品、洗剤等)支援活動を実施(ブラジル人学校も参画)

## 6. 岐阜県内ブラジル人学校の状況

○ブラジル人学校の生徒数の変動状況(岐阜県内)

区分	平常時生徒数	1月生徒数見込み
ブラジル政府認可校4校	800	500
ブラジル政府未認可校3校	200	100
計7校	1,000	600

国際課調査(平成20年12月25日時点)

★ 岐阜県内では、認可校4校、未認可校3校の計7校のブラジル人学校が存在

- ブラジル人学校3校からの報告では、ブラジル人学校をやめた児童が11月以降295人おり、うち帰国79人、日本の公立学校への転入100人、学校に行かない116人となっていたが、公立学校に実際に転入したのは22人であったとのこと。このことから、公立学校の転入予定者との差78人と学校に行かない116人の計194人が不就学となっている可能性がある。
- 現時点では、可児市においてブラジル人学校からの転入が目立ち始めている。  
その他の地域では、公立学校からの転出(帰国)もあり、受入数全体に大きな動きは無い
- HIRO学園からの報告では、親の失業手当が切れる3月以降、授業料が払えなくなる子どもが更に増加する恐れがあるとのこと。

平成21年1月14日現在

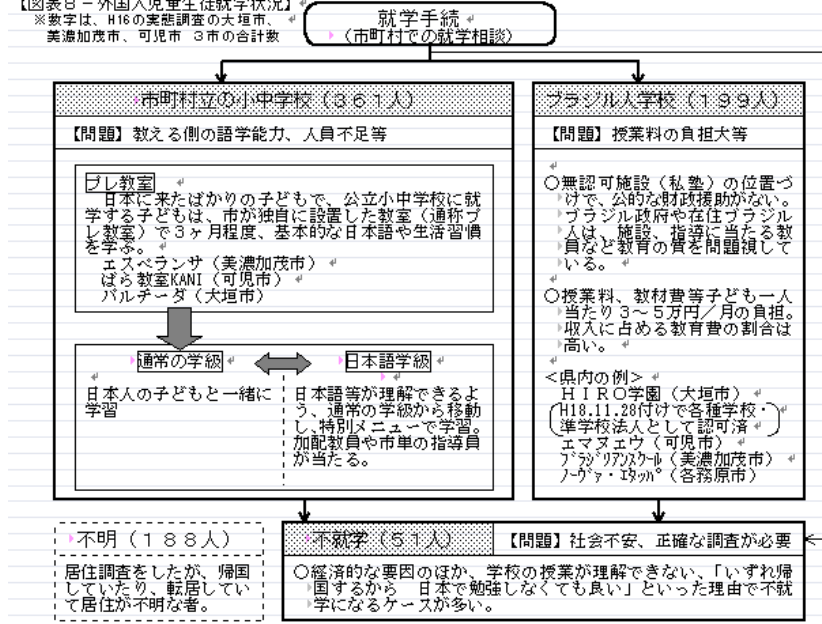
県内外国人集住6市における外国人児童生徒の動向

※県内の外国人集住6市を対象に、平成20年12月26日から本年1月8日にかけての市立小中学校に在籍する外国人児童生徒の異動状況について調査。なお、当該6市の市立小中学校に在籍する外国人児童生徒数は、全体の外国人児童生徒数の75.0%（平成20年11月1日現在）

市立小中学校に在籍する外国人児童生徒数	増減の内訳		その他
	H21年1月8日	H20年12月26日	
増減数	140	139	中国より来日帰入
増減率	±0%	±0%	購入
【合計】	197	196	+1
大垣	191	192	-1
【合計】	71	71	0
【合計】	262	263	-1
各務原	149	153	-4
【合計】	59	61	-2
【合計】	208	214	-6
可児	42	45	-3
【合計】	10	10	±0
【合計】	52	55	-3
美濃	173	174	-1
【合計】	74	74	±0
【合計】	247	248	-1
加茂	276	269	+7
【合計】	100	94	+6
【合計】	376	363	+13
可児	97	92	+5
【合計】	371	367	+4
【合計】	1,342	1,339	+3

【図表8-外国人児童生徒就学状況】

※数字は、H18の実態調査の大垣市、美濃加茂市、可児市3市の合計数



## 9. 岐阜県内外国人児童生徒の就学状況

義務教育年齢の子どもの数 3,762人 (H19.12.31法務省在留外国人統計から算定)  
うち公立小中学校在籍者数 1,661人 (H20.01.01岐阜県教育委員会調べ)  
うち外国人学校在籍者数 750人 (ブラジル人学校約700人、朝鮮学校約49人)  
不明または不就学 1,351人

### <ブラジル人の場合>

義務教育年齢の子どもの数 2,313人 (H19.12.31法務省在留外国人統計から算定)  
うち公立小中学校在籍者数 971人 (H20.01.01岐阜県教育委員会調べ)  
うち外国人学校在籍者数 700人 (ブラジル人学校約700人)  
不明・不就学 642人

- 不就学・不明者の割合は、35.9%(ブラジル人では27.8%)
- 不就学・不明者のうちブラジル人の占める割合は、47.5%  
(H19.12末現在の外国人総数に占めるブラジル人の割合は、36.5%)

◎外国人児童生徒の不就学は大きな問題。しかもブラジル人だけではない。  
◎子どもの権利条約に批准しているにもかかわらず、就学の機会が保証されていない。

## 10. 外国人児童生徒の課題

- ・義務教育年齢にある外国人の子どもの就学実態が把握されていない。
- ・子どものアイデンティティが確立できていないと言われている。
- ・日本語もポルトガル語も不十分なダブル・リミテッドになる可能性があると言われている。
- ・公立小中学校での受け入れ体制が確立していない。
- ・加配教員にも、外国語の能力や外国人児童生徒に対応できる専門性が求められる。また、県や市が配置している外国語を話す適応指導員も、絶対数が少なすぎると言われている。
- ・プレ教室を経験することで、公立小中学校でのドロップアウトは少なくなっているが、学習言語という点での日本語能力は不十分であり、授業にはついていけないため、高校入試が大きな壁になっている。
- ・給食や服装などの日本の学校文化や教育制度に馴染めないことや、日本人のような姿なのに日本語が話せないこと、発育が良いことなどからいじめに遭い、公立小中学校に通えない子どももいる。

## 11. 外国人学校の必要性

直接的には

母語で教育を受けられることで、子どもの就学の機会を保障し、公益に貢献。

- ① 小学校高学年以上の子どもが、安心して就学できる。
  - 不就学の子どもを無くすことができる。
  - ダブル・リミテッドの子どもを作らないことができる。
  - 子どものアイデンティティも確立できる。
- ② 高校まで進学できる。
  - 進学できることで勉学に希望がもてる(更に大学進学も)
- ③ ブラジル人コミュニティのよりどころになっている。
  - 顔が見えないといわれている外国人への貴重な情報伝達の機会となる

## 12. 外国人学校の課題

- ・ 親の収入に対して学費が高く、通えない。

<検証>

	ブラジル人学校	日本の私立学校
学費	30,000	37,000
バス代	10,000	17,500
その他	2,000	3,000
合計	42,000	57,500

→ 私立高校への県補助金約50,000円/人

- ・ 私塾の扱いで公的支援がないため、十分な数の教師が雇えず、また教師の給与も低く、十分な教育のレベルが確保できていない。

<親の不満> 間違ったポルトガル語を直してもらえない。優秀な子しか見てもらえない。

→ マットグロッセ連邦大学と東海大学とで、ブラジル人学校教員の資質向上講座が進行中

- ・ 学費の未払いや滞納、校舎の高額な賃貸料のため、経営が安定しない。

<あるブラジル人学校> 校舎賃貸料150万円/月(50人分の授業料に相当)

→ 浜松市では、合併により使用しなくなった旧役場庁舎を改修し貸し出しを計画

### 13. 課題解決に向けて

- 就学の機会を保証できる基本情報を明らかにする必要がある。
  - ・ 外国人の子どもの実体不明という状態で、国として、就学の機会を十分に提供していると言えないのではないか。
  - 経費をかけてでも、実態を把握し、就学通知を多言語で提供すべき。
- 就学の機会は、公立学校だけでは十分といえないのではないか。
  - 外国人のアイデンティティの確立
  - 国際的に活躍する人材が増えているなか、日本国内にも日系人を始めとした多数の外国人が来ている実態を踏まえ、その子ども達が日本語のみならず母語で教育を受ける機会を、公立学校・外国人学校のどちらかで学べるという形で確保すべきではないか。
- 就学年齢の子どもをどこが所管するかはつきりさせる必要がある。
  - ・ 国: 文部科学省  
公立小中高等、私立高校、専修学校、大学、外国人学校？
  - ・ 県: 公立小中高等学校: 教育委員会  
私立学校、各種学校: 知事部局(人づくり文化課)  
外国人学校: ?
  - 行政に統一性がないと、情報がきちっと伝わらず、専門性も確保できない。  
外国人学校の位置づけを国としてはつきりさせる時期に来ているのではないか。
- 外国人の子どもの就学を財政面・制度面から支援する仕組みを整備する必要がある。

ご静聴有り難うございました。



記者発表資料

平成21年2月2日

90年 いい風 いい夢  
ひろがる未来

所 属	まちづくり推進課
担 当	課長 河内 係長 加藤、係 中島
連絡先	81-4111 内線 263

**「大垣市緊急雇用対策」関連事業  
外国人学校児童生徒に関する緊急就学  
支援事業の助成額の拡充について**

**(理 由)**

市では、大垣市緊急雇用対策の関連事業として、平成21年1月から同年3月までの期間、外国人学校（HIRO学園）に通学する児童生徒が引き続き外国人学校に通えるよう、保護者が離職した世帯の児童生徒1人につき10,000円を上限に授業料の一部を助成する「緊急就学支援事業」を実施してきた。

しかしながら、事業実施後の平成21年1月度において外国人学校を退学した態度保留者65人（市内9割）のうち、いまだ27人が不就学の状態であると考えられる。また、今回の事業助成を受けた児童生徒数は市内で28人と少なく、離職した外国人世帯の外国人学校授業料の負担が予想以上に厳しく、不就学児童生徒の減少につながっていない。場合によっては、市立小中学校に流入して、教育現場に支障をきたすことも想定される。

については、外国人学校に通学していた児童生徒が引き続き外国人学校に通えるよう、助成額を外国人学校の新学期の始まる2月から次のとおり拡充するもの。平成21年3月まで。

なお、この事業は、岐阜県の「市町村振興補助金」制度を活用して行うもの。

**(助成金額)**

1か月の授業料の減額分のうち、対象児童生徒1人につき一月当たり次の金額を上限として、予算の範囲内で助成する。

平成21年1月分	上限10千円
平成21年2月～3月分	上限20千円

予算額：3,000千円

※当初の見込み人数より実際の対象児童生徒数が少ないため、上限金額を引き上げても、当初の予算額の範囲内にて対応できると考えており、予算額には変更はない。

**(変更時期)**

平成21年2月分の授業料より変更を適用する。

**(対象者) ※変更なし**

次の要件をすべて満たす児童生徒とする。

- ①ブラジル政府認可校（HIRO学園）に通学
- ②大垣市内に在住し、義務教育年齢である
- ③保護者が離職し、再就職していない

**(負担金額明細)**

別紙のとおり

外国人学校児童生徒緊急就学支援事業負担金額明細

(単位：円)

	学年	授 業 料			施 設 設 備 費		H I R O 学園負担 金額合計	保護者 負 担 金額合計		
		市補助	学園負担	保護者負担	学園負担	保護者負担				
平成	1～4年生	30,000	10,000	8,000	12,000	8,000	0	8,000	8,000	20,000
21年	5～8年生	27,000	10,000	5,000	12,000		0	8,000	5,000	20,000
1月	9年生	26,000	10,000	4,000	12,000		0	8,000	4,000	20,000
平成	1～4年生	30,000	20,000	10,000	0		8,000	0	18,000	0
21年	5～8年生	27,000	20,000	7,000	0		8,000	0	15,000	0
2月	9年生	26,000	20,000	6,000	0		8,000	0	14,000	0
平成	1～4年生	30,000	20,000	0	10,000		8,000	0	8,000	10,000
21年	5～8年生	27,000	20,000	0	7,000		5,000	3,000	5,000	10,000
3月	9年生	26,000	20,000	0	6,000		4,000	4,000	4,000	10,000

注：1) 施設設備費の正規金額は8,000円。

2) 入学料は10,000円であるが、緊急支援措置として免除している。

3) 新学期の始まる平成21年2月については、特別な緊急措置として保護者の負担をゼロとし、通学を促している。

2009年2月5日  
第1回ブラジル人学校等の教育に関するWG

## 学齢期の子どもが在籍する在日ブラジル人学校等の 現状と課題について

—2005～2007年実態調査を中心に—

結城 恵（群馬大学）yuki@edu.gunma-u.ac.jp

文部科学省「外国人教育に関する調査研究」研究代表者

2009/4/13

結城恵 egumi Gunma Univ.

1

## 文部科学省「外国人教育に関する調査研究」

- 平成16年度にブラジル政府認可校のみを対象に調査を開始。
- 平成17年度より毎年、12月1日を基準日として学齢期の子どもが一人でも在籍する在日ブラジル人学校を対象として、実態調査を行う。
- 平成18年度より、在日ペルー人学校も対象に実態調査を行う。

2009/4/13

結城恵 egumi Gunma Univ.

2

# 1. 調査の目的

## 実践・施策を創出する

実態把握から課題抽出、そして実践・施策立案へ

- ①調査結果はポルトガル語で調査協力校に還元  
→学校レベルでの教育改善へ活用
- ②自治体・地域関係者の参画  
→自治体レベルでの施策立案・展開へ
- ③日本ーブラジル二国間協議に基礎データを提供。  
→本日は、平成17(2005)～平成19(2007)年度調査の結果を中心に最新のデータも交えて実態を紹介する。

# 2. 調査の方法(1)

所在が確認された学校を対象に  
質的・量的調査を実施。

- ①所在確認調査
- ②学校長アンケート調査
- ③訪問インタビュー調査
- ④外国人教育施策調査

## 2. 調査の方法（2）

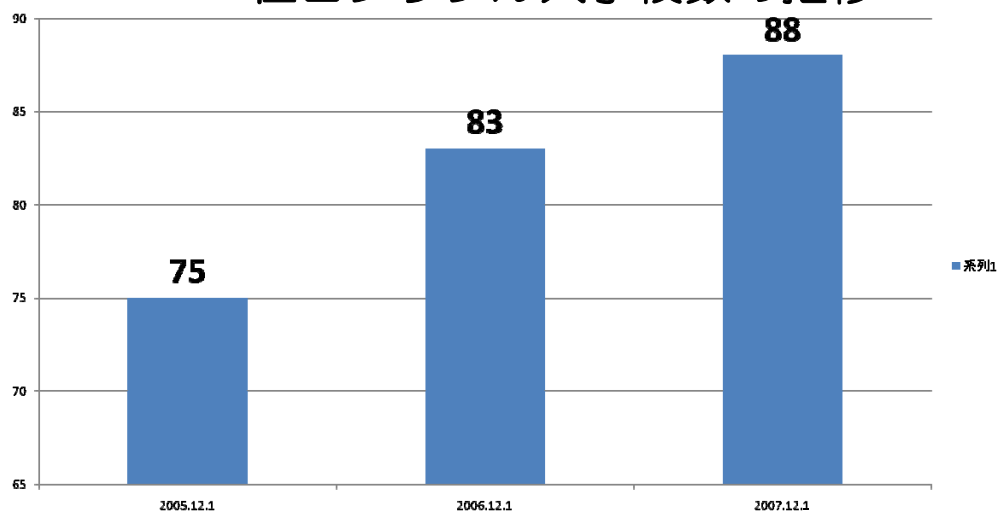
### 外国人集住県10県<sup>(\*)</sup>の多文化共生部署と連携

(\*) 茨城・栃木・群馬・埼玉・山梨・長野・岐阜・静岡・  
愛知・三重・滋賀

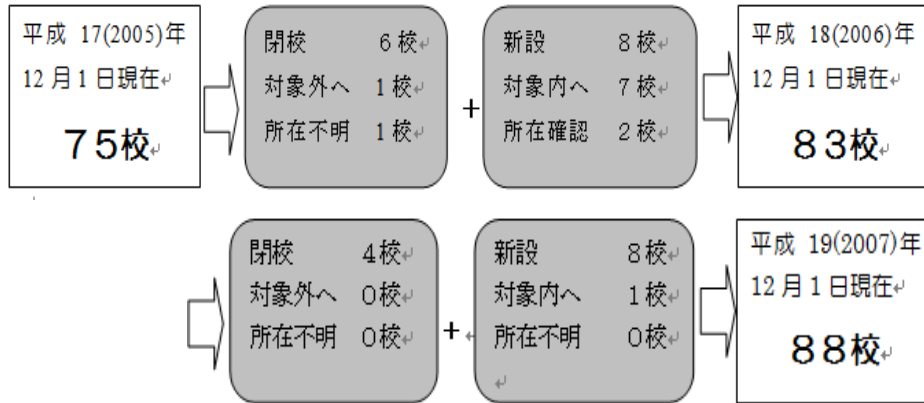
研究者・行政関係者・地域コミュニティ  
関係者との協働により実態調査を実施。

→実践・施策を創出する調査研究へ

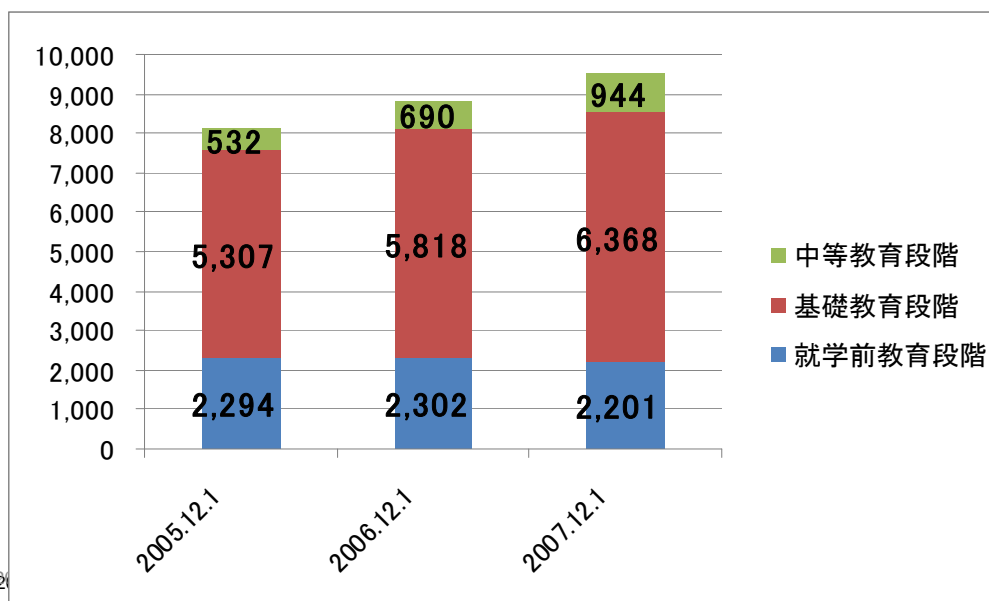
### 学齢期の子どもが一人でも在籍する 在日ブラジル人学校数の推移



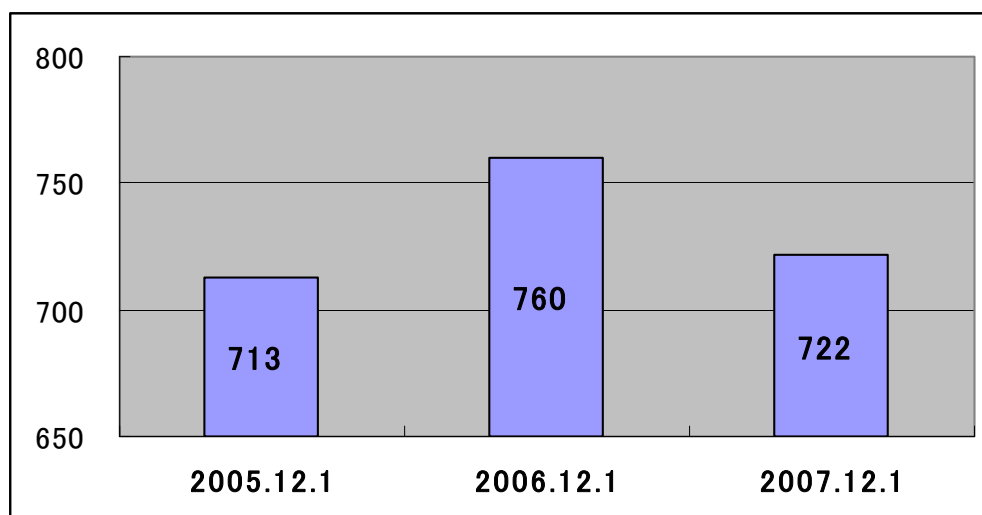
## 学校数の推移とその内訳



## 教育段階別児童生徒数の変遷 (在日ブラジル人学校)



## 教員数の推移



2009/4/13

結城恵 egumi Gunma Univ.

## 調査結果 読み取れた傾向①

(2008年第4回日伯二国間協議で報告)

### 1. 学費等(2006.12現在)

- 児童・生徒1人あたりの  
初年度納入金は平均45万1,536円  
年間教育費は平均43万3,870円
- 年間授業日数の平均は224.4日。  
授業日数・時間を増やしても授業料は上げず。  
(2005.12現在との比較)
- 財政援助のない在日ブラジル人学校。  
求められる財政支援

2009/4/13

結城恵 egumi Gunma Univ.

10



## 調査結果 読み取れる傾向②

(2008年第4回日伯二国間協議で報告)

### 2. 経営基盤の安定化への模索

#### ■岐路に立つブラジル人学校

- ①ブラジル政府の認可のみか
- ②ブラジル政府の認可＋各種学校・学校法人化か
- ③公立学校に対する補習校（学童）か

②後者に対する関心は高いが、申請に言語・制度・施設設備の壁。

## 調査結果 読み取れた傾向③

(2008年第4回日伯二国間協議で報告)

### 3. 教育内容

- 教育実践の質は学校間で多様。  
託児所的な要素が強い学校も存在。  
母国の難関上級校に進学できる生徒を育てる学校も。
- 問われる質の向上。  
プロセス&アウトプット評価。
- 日本語・日本社会の理解への取組度は多様。

## 調査結果 読み取れた傾向④

(2008年第4回日伯二国間協議で報告)

### 4. 教育方法

特別なニーズを持つ子どものスクリーニングと指導法について指導・助言を求める学校が少なくない。

ADHD・LD  
心理的に不安定な子ども  
しょうがいをもつ子ども

## 調査結果 読み取れる傾向⑤

(2008年第4回日伯二国間協議で報告)

### 5. 保護者の理解という課題

保護者の子どもの教育に対する理解と熱意を引き出すことこそが、もっとも困難な課題であると、ほとんどの学校長が指摘

子どもに対する理解  
子どもの教育に対する理解  
子どもの将来に対する理解  
学校に対する理解

## 課題 (1)学校の基盤を安定させるために (2008年二国間協議で報告)

- ①ブラジル政府認可校審査手続きの  
効率化・迅速化
- ②ブラジル政府認可校の監査
- ③各種学校・学校法人化への申請を推進する  
コーディネータの配置
- ④財政上の優遇措置の検討・導入
- ⑤企業からの財政支援・教育支援

## 課題 (2)教育の質を向上させるために (2008年二国間協議で報告)

- ①ブラジル政府認可校としての教育スタンダードの  
明示と監査の実施。
- ②補助教材（辞書・ブラジル社会の理解を促進する  
映像教材等）の配布。
- ③巡回指導の充実  
第三者機関による教育相談・教育指導の導入を。  
特別なニーズを持つ子どもの対応も視野に。

### 課題 (3) 安心・安全な成長のために (2008年二国間協議で報告)

ブラジル人学校を通じた以下の教育の充実を

- ①保健・薬物防止等の指導の充実。
- ②学校単位での定期健康診断の実施。
- ③防災訓練。
- ④防犯教育。

### 課題 (4) 進路を保障するために (2008年第4回日伯二国間協議で報告)

- ①帰国後の進路情報の提供。
- ②日本で学齢期を過ごし帰国、現在、ブラジルで活躍する人材の発掘・活用。

## 2008-2009年調査について(1)

- (1)平成20年12月1日現在で、学齢期の子どもが在籍する在日ブラジル人学校と在日ペルー人学校の所在を確認する。
- (2)上記(1)で所在が確認された外国人学校に対して、学校長を対象としたアンケート調査と訪問聞き取り調査を実施する。
  - ①都道府県による(各種学校)認可の有無、
  - ②ブラジル(ペルー)政府による認可の有無、
  - ③在籍生徒数(学年(年齢)別)
  - ④在籍教員数及び職員数
  - ⑤児童生徒に対する健康管理の状況
  - ⑥公立学校等他の学校への移動状況等

2009/4/13

結城恵 egumi Gunma Univ.

## 2008-2009年調査について(2)

- (3)上記(2)のアンケート調査に加え、訪問観察及びインタビュー調査を実施
  - ①学校の特徴的な取組
  - ②学校と地域・家庭・関係機関との連携
  - ③児童生徒の転編入・入退学・除籍等の実態
  - ④子どもの健康管理の状況
  - ⑤学校が抱える課題と支援の要請等

2009/4/13

結城恵 egumi Gunma Univ.

## 2008-2009年調査について(3)

- (4) 日伯両国の教育制度に周知し、ブラジル本国の公的機関で学校指導官をしていた専門的有識者を同行、第三者機関派遣による巡回相談をという学校側の要請に応える。

日伯両国の最新の教育情報を提供し、学校側からの相談に対応できる情報を提供。